

令和 6 年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業  
委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書

**1 業務の名称**

令和 6 年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務

**2 事業の目的**

和歌山県の市町村国民健康保険の特定健診受診率は 36.8%（令和 4 年度）、特定保健指導の実施率は 27.9%（令和 4 年度）となっており、特に 40 歳台、50 歳台の受診率が低い状況が続いている現状を踏まえ、未受診者等に対し、統一的なコンセプトのもとで効果的な周知啓発による受診勧奨を実施し、受診率等の向上を図ることを目的とする。

**3 履行期間**

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

**4 業務内容、納入物及び納入期限**

受託者は、統一的なコンセプトのもとで以下の各種啓発素材の企画、制作、放送及び掲載等の業務を行う。

- (1) 特設サイト（ホームページ）のリニューアル・運用管理
- (2) テレビ CM の企画・制作・放送
- (3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理
- (4) 啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送
- (5) その他の効果的な啓発の企画及び実施

※ 各業務の内容及び納品に係る詳細は、別記 1 及び 2 参照

**5 各業務の共通事項**

- (1) 各種啓発素材は、統一性のあるデザインとすること。
- (2) 啓発対象は未受診者等であるが、特に 40 歳台、50 歳台への訴求力の高い内容とすること。
- (3) 表現はナッジ理論等を活用し、特定健康診査及び特定保健指導の必要性が分かりやすい内容にするとともに、今一步受診に踏み出せない未受診者等の受診を後押しする内容とすること。
- (4) 掲載・放映スケジュールについては、契約締結後から令和 7 年 3 月までの期間中の実施になるが、特に和歌山県の指定する 1 か月間に掲載・放映を強化すること。
- (5) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たっては委託者と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。
- (6) テレビ、ラジオ及び WEB その他メディアに出演させる者については、別紙の誓約書を提出させること。

**6 著作権等**

- (1) 本業務により作成される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、和歌山県に帰属するものとし、和歌山県が期間の制限なく無償で随时利用・複製できるものとする。なお、これら二次利用に係る出演者等への許諾はあらかじめ受託者において得るものとする。
- (2) 受託者は、本業務により作成される成果物について、和歌山県及び和歌山県が指定する第三者に対して著作者人格権行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、和歌山県はその責任を負わない。

## 7 事業完了後の提出書類

事業完了後、契約終了日までにその事業の成果を記載した委託業務実績報告書（PDF形式の電子データ及び紙媒体1部）を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 実施した事業内容
- (4) 成果物の内容
- (5) 事業完了日

## 8 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、和歌山県と受託者が協議の上、決定する。

令和 年 月 日

誓約書

和歌山県知事 岸本 周平 様

私は、令和6年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業（以下「本事業」という。）のテレビ、ラジオ又はWEBその他メディアに出演するに当たり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 私は、法令等を遵守し、和歌山県及び本事業運営者の指示に従います。また、和歌山県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為及び活動に際して知り得た秘密を本事業期間中及び期間終了後において漏洩するような行為は一切行いません。
- 2 和歌山県及び本事業運営者の適正な運営下において、私の責めに帰する事故等が発生した場合、自らの責任において対応します。
- 3 本事業において撮影・作成した啓発物等について、著作権は和歌山県に帰属すること及びテレビ・ホームページその他啓発活動に使用することを承諾します。

以上

所属事務所

氏名（自署）

## 別記1 各業務の内容

### (1) 特設サイト（ホームページ）のリニューアル・運用管理

No	項目	内容
1	内容	<p>( i ) 特設サイト(ホームページ)のリニューアル            ア 特設サイト内に、以下の新規コンテンツを追加            ・特定健診の検査値の見方のわかりやすい解説            イ 閲覧及び利用する者が理解しやすいよう、必要に応じてデザイン等の修正を行う。</p> <p>( ii ) 特設サイトの運用管理            ( i )を行うに当たり、動作環境やセキュリティ確保等に留意とともに、コンテンツの更新や障害対応等適切な運用管理を行う。</p> <p>( iii ) 運用期間は、契約締結日から令和7年3月31日(月)とする。</p>
2	運用管理に係る留意事項	<p>特設サイトの企画・制作、既存サイトのリニューアル、運用管理に当たっては、以下の内容に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村の情報ページを含めて簡易更新が可能なプログラムを構築すること。</li> <li>・更新用簡易操作マニュアルを作成し、電子データを和歌山県に提供すること。</li> <li>・下記3のアクセシビリティを確保すること。</li> <li>・業務終了後、サイトへのアクセス数(期間集計及び日別明細等)及びログ解析による分析(アクセス者の年齢、男女別、利用デバイス、検索ワードリピート率、直帰率、滞在時間、各コンテンツページビュー数など)を行い、取りまとめて速やかに和歌山県に報告すること。また、期間中においても和歌山県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。</li> <li>・WEBサーバをホスティングサービス（レンタルサーバー）等により受託者において用意し、サイトの保守管理を行うこと。また、サーバの設置場所は、日本国内に限る。</li> <li>・和歌山県のドメイン(pref.wakayama.lg.jp)をトップレベルドメインとするサブドメインを使用すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は和歌山県と協議の上決定すること。</li> <li>・和歌山県が行うSSL証明書発行手続において、必要な情報を提供すること。</li> <li>・障害発生時には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。</li> </ul>

## 別記1 各業務の内容

3	アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン向けだけでなく、携帯端末(スマートフォン及びタブレット等)向けの表示に対応すること。(レスポンシブ化対応等)</li> <li>・一般的に普及しているOS、WEBブラウザ(MicrosoftEdge、FireFox、Safari、GoogleChrome等)により支障なく利用できること。</li> <li>・本業務の実施に当たって、制作するコンテンツについては、「和歌山県ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日本産業規格JISX 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」のレベルAAに準拠したものとすること。</li> </ul>
4	情報セキュリティ対策	<p>受託者は、以下により必要な情報セキュリティ対策を行うこと。</p> <p>( i ) ログイン ID・パスワードによるアクセス制限措置</p> <p>ア 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ自体の管理機能</li> <li>・WEB コンテンツ更新機能</li> <li>・サーバ管理上、有効化しているすべての接続機能</li> </ul> <p>イ 対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組合せ、最低 8 文字以上）にすること。</li> <li>・WEB ページの更新・管理等に係るアクセス（SSH、FTP等）については、ログイン ID、パスワードの認証だけでなく、IP アドレスを限定するなど、第三者の不正なアクセスを防止する対策を講じること。</li> </ul> <p>( ii ) その他のセキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。</li> <li>・サーバ上の不必要的サービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。</li> <li>・サーバ OS、ミドルウェア、ソフトウェア等のセキュリティパッチを定期的に更新し、脆弱性を放置しない管理を行うこと。</li> <li>・サーバ上のアクセスログの定期的な取得及び確認を行うこと。</li> <li>・サーバ提供事業者等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。</li> <li>・WEBサーバに対するコンテンツ更新元の端末機及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。</li> </ul>

## 別記1 各業務の内容

5	提案項目	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 企画のポイント (ii) ページの掲載内容 (iii) コンテンツのレイアウトイメージ (iv) 運用管理方法 (v) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (vi) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）
---	------	---

### （2）テレビCMの企画・制作・放送

No	項目	内容
1	内容	テレビCMを企画・制作し、放送局において放送する。
2	制作	30秒CMを最低でも1種類新たに制作すること
3	放送条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送局 株式会社テレビ和歌山(和歌山市栄谷151番地)</li> <li>・放送本数 15秒CM100本/30秒CM80本</li> <li>・放送期間 契約締結日から令和7年1月 和歌山県と調整の上、各月の本数等を決定すること。</li> <li>・15秒CMは、昨年度までに和歌山県が作成した動画を再編集し、30秒CMは、今年度受託者が新たに制作した動画、和歌山県から別途提供する動画及び昨年度までに和歌山県が作成した動画を再編集して使用すること。</li> <li>・使用する動画データについては、放送局のCM放送技術基準を満たすデータで放送局に直接搬入し、放送予定日から放送できるようにすること。（ただし、放送予定日1週間前までに、和歌山県にDVD2部（ファイル形式は別途指示）を納入すること。）</li> <li>・業務終了後に、各月の放送実績がわかる書面を提出すること。</li> <li>・放送料は、委託費に含めるものとする。</li> <li>・新規に制作するCMが完成するまでの間、和歌山県が保有する既存のCMを放送すること。</li> <li>・放送業務に関する事項については、受託者において、放送局と打合せの上、実施すること。</li> </ul>

## 別記1 各業務の内容

4	提案項目	<p>以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( i ) 企画のポイント           <ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的に受診率向上につなげができる点を示すこと。</li> <li>・新たに作成する30秒CMについて、特定健診の受診による生活習慣病の予防や早期治療のメリットを働き盛りの健康無関心層に対して訴えかけるものであること。</li> </ul> </li> <li>( ii ) CMの絵コンテ</li> <li>( iii ) 放送本数</li> <li>( iv ) 放送時間帯等</li> <li>( v ) 事業実施体制(組織、人員配置、連絡体制等)</li> <li>( vi ) 同種・類似業務の実績(発注者、内容、受注金額等)</li> </ul>
---	------	---

### （3）インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理

No	項目	内容
1	内容	企画・制作した画像・動画広告及び和歌山県が保有する画像・動画広告をインターネット上に掲載し、特設サイト（特定健診・保健指導）へ誘導又は広告内において未受診者等への周知・啓発を行う。
2	制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像広告: 2種類以上を新たに制作、各メディア用にリサイズ</li> <li>・動画広告: 1種類以上(テレビCM動画使用可)</li> </ul>
3	運用条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載期間 契約締結日から令和7年1月 和歌山県と調整の上、各月の掲載数等を決定すること。</li> <li>・画像広告又は動画広告は、その内容に応じた特設サイト内のページへ誘導すること。</li> <li>・媒体により、広告アカウント、各種ID初期設定を行うこと。</li> <li>・媒体により、適切なエリア、年齢等のターゲティング設定による広告運用を行うこと。</li> <li>・新規に制作する画像・動画が完成するまでの間、和歌山県が保有する既存のものを使用すること。</li> <li>・業務終了後、ログ解析による分析(対象者の年齢、男女別、媒体毎のクリック率等)を行い、「アクセス分析結果報告書」として、取りまとめて速やかに和歌山県に報告すること。また、期間中においても和歌山県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。</li> </ul>

## 別記1 各業務の内容

4	提案項目	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 企画のポイント (ii) 画像・動画広告のイメージ (iii) 掲載媒体・掲載媒体の選定理由 (iv) 掲載媒体ごとの掲載タイプ (v) 掲載媒体ごとのインプレッション数(又はクリック数) (vi) 運用方法 (vii) 事業実施体制(組織、人員配置、連絡体制等) (viii) 同種・類似業務の実績(発注者、内容、受注金額等)
---	------	--

### （4）啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送

No	項目	内容
1	内容	啓発ポスター及びチラシを企画・制作し、和歌山県が指定する県内機関へ発送する。
2	制作	・ポスター(B2縦、コート紙110kg、片面カラー) 1種類以上、1,000部程度(総数) ・チラシ(A4縦、コート紙90kg、両面カラー) 1種類以上、5,000部程度(総数)
3	提案項目	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 企画のポイント (ii) デザインのイメージ ・(2)におけるCMのコンセプトを踏まえて作成すること。 (iii) 事業実施体制(組織、人員配置、連絡体制等) (iv) 同種・類似業務の実績(発注者、内容、受注金額等)

### （5）その他の効果的な啓発の企画及び実施

No	項目	内容
1	内容	その他の効果的な啓発の企画
2	提案項目	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 企画の内容 (ii) 効果的な啓発と考える理由 (iii) 事業実施体制(組織、人員配置、連絡体制等) (iv) 同種・類似業務の実績(発注者、内容、受注金額等)

別記2 納入物及び納入期限

業務内容	納入物	媒体	納入期限及び方法
(1) 特設サイト (ホームページ) のリニューアル・運用管理	作成したデーター式 (デザインデータ、画像及びマニュアル等を含む)	電子データ	令和7年3月31日（月）まで
(2) テレビCMの企画・制作・放送	・新たに制作したCM動画データー式 ・昨年度までに県が作成した動画のうち、今年度CMとして使用するため再編集した動画データー式	放送局のCM放送技術基準を満たすデータ	放送局へ直接搬入 (放送予定日から放送できるようすること)
	・新たに制作したCM動画データー式 ・昨年度までに県が作成した動画のうち、今年度CMとして使用するため再編集した動画データー式	DVD2部（ファイル形式別途指示）	放送予定日1週間前まで
	放送実績が分かる書面	電子データ	令和7年3月31日（月）まで
(3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理	・新たに作成した画像データー式 ・昨年度までに県が作成した動画のうち、今年度インターネット広告として使用するため再編集した動画データー式	電子データ	掲載予定日1週間前まで
	アクセス分析結果報告書	電子データ	令和7年3月31日（月）まで
(4) 啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送	・ポスター（B2縦、コート紙110kg、片面カラー） 1種類以上、1,000部程度（総数）	・電子データー式 ・見本（紙媒体） 3部	和歌山県が指定する日まで
		紙媒体	和歌山県が指定する複数の県内機関へ納入すること。 <u>特に、郵便局（263箇所）へは、9月末までに郵便局を利用して郵送すること。</u> ※送付先リストは県が提供する。
	・チラシ（A4縦、コート紙90kg、両面カラー） 1種類以上、5,000部程度（総数）	・電子データー式 ・見本（紙媒体） 3部	和歌山県が指定する日まで
		紙媒体	和歌山県が指定する複数の県内機関へ納入すること。 ※送付先リストは県が提供する。
(5) その他の効果的な啓発の企画及び実施	契約後に和歌山県と協議の上、決定	契約後に和歌山県と協議の上、決定	契約後に和歌山県と協議の上、決定
—	作業項目単位で実績工数を記載した報告書	電子データ	令和7年3月31日（月）まで
—	委託業務実績報告書	電子データ及び紙媒体1部	令和7年3月31日（月）まで

※ 納入場所の指定がないものについては、県国民健康保険課（和歌山市小松原通一丁目1番地）へ納入すること。